

(再評価)

資料 2 - 5 - ②

平成28年度第2回
関東地方整備局
事業評価監視委員会

富士川 直轄河川改修事業

平成28年7月14日
国土交通省関東地方整備局

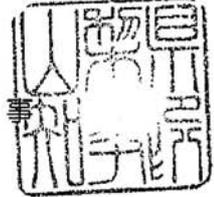
河川事業

| 平成25年度 | 再評価 | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----------------|----------|-------|--------------|-----|-----|-----------|---------|------|--|
| 事業名(箇所名) | 富士川直轄河川改修事業 | | | 担当課 | 水管理・国土保全局治水課 | | | 事業主体 | 関東地方整備局 | | |
| | | | | 担当課長名 | 山田 邦博 | | | | | | |
| 実施箇所 | 山梨県甲府市、 | | | | | | | | | | |
| 該当基準 | 再評価実施後一定期間(3年間)が経過している事業 | | | | | | | | | | |
| 事業諸元 | 堤防整備、河道掘削 | | | | | | | | | | |
| 事業期間 | 平成18年度～平成47年度 | | | | | | | | | | |
| 総事業費(億円) | 約250 | | | 残総事業費 | 約70 | | | | | | |
| 目的必要性 | <p><解決すべき課題・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市、富士市等の重要都市を抱える富士川の氾濫域において、戦後最大の洪水(富士川、釜無川:昭和57年8月洪水、笛吹川:昭和34年8月洪水)を安全に流下させることを目的として、河道整備を進める。 <p><達成すべき目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・築堤や河床掘削による河道の整備を実施するとともに、堤防の安全性の工場のを図る。 ・中流部については、地形特性を考慮のうえ、築堤または宅地嵩上げ等の整備を行う。 ・近年頻発している内水被害に対し、関係機関と調整のうえ、ソフト対策も併せて内水対策の検討をする。 ・施設能力以上の洪水が発生した場合において、被害を極力軽減できるよう洪水ハザードマップ作成支援などのソフト対策を行っていく。 ・東海地震等を含む災害発生時の円滑な災害対策活動を支援する拠点の整備を行う。 <p><政策体系上の位置付け></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する。 | | | | | | | | | | |
| 便益の主な根拠 | 年平均浸水軽減戸数: 141戸 年平均浸水軽減面積: 33ha | | | | | | | | | | |
| 事業全体の投資効率性 | 基準年度 | | 平成25年度 | | | | | | | | |
| | B総便益(億円) | 957.3 | C総費用(億円) | 250.5 | B/C | 3.8 | B-C | 706.8 | EIRR(%) | 12.9 | |
| 残事業の投資効率性 | B総便益(億円) | 330.6 | C総費用(億円) | 70.0 | B/C | 4.7 | | | | | |
| 感度分析 | 備考 | | | | 残事業費(B/C) | | | 全体事業(B/C) | | | |
| | | 残事業費(+10%~-10%) | | | 4.3 ~ 5.2 | | | 3.7 ~ 3.9 | | | |
| | | 残工期(+10%~-10%) | | | 4.7 ~ 4.7 | | | 3.7 ~ 3.9 | | | |
| | | 資産(+10%~-10%) | | | 5.1 ~ 4.2 | | | 4.2 ~ 3.4 | | | |
| 当面の段階的な整備(H26~H32): B/C=1.3 | | | | | | | | | | | |
| 事業の効果等 | ・概ね30年間の整備により、市街地の浸水を解消する。 | | | | | | | | | | |
| 社会情勢等の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市、富士市等の重要都市を抱える富士川氾濫域では、市街化が進行しており、ますます改修の必要性が高まっています。 ・引き続き、浸水防止対策、河岸侵食対策、広域防災対策の事業を進める必要があります。 | | | | | | | | | | |
| 事業の進捗状況 | ・現在、事業は順調に進んでいます。 | | | | | | | | | | |
| 事業の進捗状況の見込み | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の実施の目途・進捗の見通しについては、特に大きな支障はありません。 ・治水事業の早期実現に関する要望があり、地元関係者からの理解・協力を得ています。今後も事業実施にあたっては、地元との調整を十分行い、実施します。 | | | | | | | | | | |
| コストの縮減や代替案立案等の可能性 | ・今後とも築堤土は、河川事業の掘削土の有効利用のほか、将来想定される公共事業(国、県市町村)の発生土の有効利用を図り、コスト縮減に努めます。 | | | | | | | | | | |
| 対応方針 | 継続 | | | | | | | | | | |
| 対応方針理由 | ・当該事業は、現段階においても、その事業の必要性は変わっておらず、順調な進捗が見込まれることから、引き続き事業を継続することが妥当 | | | | | | | | | | |
| その他 | <p><第三者委員会の意見・反映内容></p> <p>特に意見なし</p> <p><山梨県の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士川は急流河川であり、土砂生産量が多く天井川の様相を呈しているため、氾濫した場合家屋流出等の甚大な被害が発生する可能性があります。このため、早期に効果が発現するよう事業の促進に努めていただきたい。 ・事業の実施にあたっては、本県や地元自治体と十分な調整を図り、コスト縮減に留意しつつ効率的な事業の執行に努められるようお願いしたい。 <p><静岡県の意見・反映内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流部は富士平野に人口が集中しており、洪水氾濫時や想定される南海トラフ巨大地震等による被害が懸念されることから、被災時の迅速な復旧活動が重要となります。このため、緊急的な復旧活動に供するため、広域防災対策としての緊急河川敷道路や河川防災ステーションの整備は本件にとって大変重要な事業です。 ・今後も、コスト縮減の徹底とともに、効果が十分に発現できるよう事業の推進をお願いします。また、各年度の実施に当たっては、引き続き県と十分な調整をお願いします。 | | | | | | | | | | |

治 第 6 7 4 号
平成28年6月24日

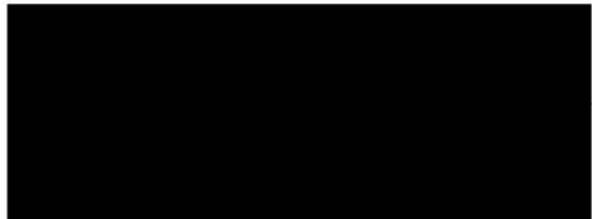
国土交通省 関東地方整備局長 様

山 梨 県 知 事



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成28年6月22日付け国関整企画第55号で照会のありましたこのこと
について、別紙のとおり回答いたします。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

| 事業名 | 「対応方針(原案)」 案※ | 山梨県知事の意見 |
|-------------|------------------|--|
| 富士川直轄河川改修事業 | 継続 | 富士川水系河川整備計画に定められている、流下能力が不足する区間の築堤や河道掘削を前倒しされ、目標流量での河道断面の確保を図られたい。 |

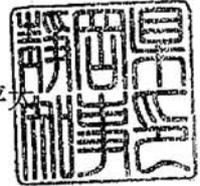
※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



交 管 政 第 29 号
平 成 28 年 7 月 4 日

国土交通省関東地方整備局長
大西 亘 様

静岡県知事 川勝 平太



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（回答）

平成28年6月22日付け国関整企画第55号で依頼のあった標記の件について、
別添のとおり回答します。



(再評価)

(回答様式)

【河川事業】

| 事業名 | 「対応方針(原案)」案 ※ | 静岡県知事の意見 |
|-------------|------------------|---|
| 富士川直轄河川改修事業 | 継続 | <p>富士川の下流部は、国道1号や東名高速道路、東海道新幹線等が集中する交通の要衝であり、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業等の産業が集積しています。</p> <p>近年多発する集中豪雨により洪水氾濫の危険性が高まるとともに、想定される南海トラフ巨大地震により河川施設の被害が懸念されることから、広域防災対策として、洪水時における水防活動を支援し、災害発生時には緊急復旧活動を迅速に行う基地となる河川防災ステーションや緊急用河川敷道路の整備は、本県にとって大変重要な事業です。</p> <p>引き続き、早期の効果発現に向け事業を推進するとともに、更なるコスト縮減が図られるよう併せてお願いします。</p> <p>また、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。</p> |

※貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。